

令和3年7月 加茂市長定例記者会見

R3. 7. 6 (火) 10:00

まずもって、東海・関東地域の大雨で発生しました土砂災害等により被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

何よりも、安否が確認されていない方全員の生存の確認と、被災地の復旧復興が一日も早くなされますことを強く願っております。

1 新型コロナウイルスワクチン接種について

現在、60歳から64歳の方全員と16歳から59歳の基礎疾患のある方、市内・市外の高齢者施設・障がい者施設等従事者の方、市外の保育園等に勤務する方の接種の予約を受付けています。予約方法はコールセンターへ電話するか、インターネット、健康福祉課の窓口で受付しています。それらの方に加えて、市内の保育園、幼稚園、こども園の保育士等の園関係者やホームヘルパー、小・中学校の教職員等につきましては、優先して接種していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。保育士等の園関係者は7月末までに、小・中学校の教職員等は8月末までに接種が完了する予定です。

また、7月7日に50歳から59歳の方全員に接種券を発送します。接種券が届き次第予約ができますので、コールセンター、インターネットでの予約のほか、健康福祉課の窓口で受け付けをいたします。

その後ワクチンの供給状況により遅くなる可能性はありますが、12歳から49歳以下の方につきましても、ワクチンの供給状況をみて、接種開始日をお知らせいたします。

2 ポルトガル女子体操選手の東京オリンピック事前合宿について

いよいよ7月23日（祝・金）から始まる東京オリンピックの事前合宿として、全国各地で世界中の選手の受け入れが行われております。

加茂市においても、予定どおりにポルトガル女子体操のフィリッパ・マルティンス選手とコーチ1名を7月13日（火）から18日（日）までの6日間の予定で受け入れる準備を進めております。

海外からの選手を迎えるにあたり、感染症防止対策について説明いたします。

まず、選手等は出国前96時間以内にPCR検査を2回実施し、72時間以内の陰性証明書を持ってくることになっています。そして、入国時にも空港においてPCR検査を実施し陰性を確認した後に入国となります。

入国後も毎日PCR検査を実施します。

7月13日に羽田空港へ専用車で迎えに行きまして、直接宿泊施設へ移動する予定です。

また、高速道路でトイレ休憩をとる場合も指定されたSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）の専用トイレを利用することになっており、18日の選手村への移動時も同様に上り車線の指定されたSAとPAを利用することになっています。

合宿期間中は、選手とコーチは宿泊施設と練習会場の体操トレーニングセンターのみ、専用車両での移動となり外出することはありません。

残念ながら市民との交流はできませんが、市民の応援動画やフィリッパ選手の練習風景を配信したいと考えております。

選手等は宿泊施設内での移動も限られており、一般の利用者との接触は出来ません。アテンド職員が24時間体制で対応させていただきます。

選手及びコーチと接触の度合いが高い職員は毎日PCR検査を実施し、そ

の他関係者も合宿前・中・後に定期的に検査を行います。

また、接触が見込まれる関係者は既にワクチン接種を2回済ませており、受入れ期間の前後14日間の検温や体調管理チェックを行います。

そして、施設の換気や消毒と清掃作業も毎日行い感染症防止対策を徹底することで、市民の皆様から安心していただけるよう常に心がけます。

選手及びコーチの体調不良や怪我等も含めて、医療関係についても県及び医師会等からご協力をいただいで対応します。

無事に加茂市での合宿を終え、フィリッパ選手が東京オリンピックで最高のパフォーマンスを発揮できるように心から願っております。

次に、体操競技のガイドブックを市内の小中学生及び市内三校の高校生全員へ配布しました。競技種目を分かりやすく解説し、オリンピックの日程も載せてあります。加茂市のHPに掲載し、市内の体育施設やコミセンにも置いてありますので、ポルトガルのフィリッパ選手やロシアの体操選手を応援する際に、このガイドブックをご活用ください。

3 難聴者補聴器購入費助成事業について

加茂市では、超高齢化社会とともに急増する認知症発症と進行予防に有効な対策として、7月1日から難聴者補聴器購入費助成事業を実施いたしました。これは、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴の程度にある方に対し、補聴器購入の一部を助成することにより、難聴者のコミュニケーション能力の向上を図ることで、社会参加を促進し、将来予測される認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的とするものです。

助成対象者は、市内に住所を有する18歳以上の方で、身体障害者手帳交付の対象とならない難聴で、一側(いっそく)耳(じ)の聴力レベルが40デシベル以上、補聴器の装用によって、コミュニケーション能力の向上について一

定の効果が期待できると医師が判断された方です。

なお、身体障害者手帳をお持ちの方は、補装具費支給制度により給付されます。

助成額は、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する方は、助成上限額が5万円、それ以外の方の助成上限額は2万5千円です。

申請につきましては、健康福祉課で受付けしておりますのでご相談ください。

4 加茂市オーダーメイド型移住体験ツアーについて

移住を検討している方に、まずは加茂市を訪れてもらえるような機会を提供するため、7月1日から移住体験ツアーを開始しました。

この事業は、参加者の希望に基づいて半日程度のツアープログラムを組み、市内の事業所、空き家、保育施設、教育施設、医療施設等を回ってもらうというもので、申込みに応じて随時開催します。

また、ツアーに参加しやすくなるように、県外からの参加者に対し、公共交通機関利用の場合は1人当たり1万円、高速道路利用の場合は1台当たり1万円を上限とする交通費補助を行うとともに、東京圏からの参加者に対しては宿泊施設の1泊無料提供を行います。

市内各所と連携を取りながら進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

5 加茂地区新規高卒求人説明会の開催について

7月16日（金）、加茂市産業センターで、新規高等学校卒業予定者の就職

活動を支援し、地域企業への就職促進を図るため、加茂市と三条公共職業安定所との共催により、「加茂地区新規高卒求人説明会」を開催します。

今年で、10回目となります。

なお、今年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高校生の生徒さんの入場を2回に分け、密にならないように開催します。参加企業は、40社40ブースで、去年の52社51ブースに比べ少なくなっておりますが、多くの高校生のご参加をお待ちしております。

6 加茂七谷温泉美人の湯の料金等の改正について

4月より指定管理者による運営となった加茂七谷温泉美人の湯の個室利用料等が8月1日から変わります。

まず回数券は、より購入、利用しやすくするため、11回券を5回券とします。曜日・時間にこだわらず利用できる全日専用の金額は3500円、平日専用の金額は3000円となります。

個室等利用料については、今までは全日同じ金額でしたが、平日と土曜・日曜・祝日の金額を分けます。12畳の個室の場合、平日は1回3時間の利用で1500円、土曜・日曜・祝日は、1回3時間の利用で2400円となります。

また、家族浴室利用料は、1回（1時間）の利用で1000円ですが、障害者手帳を提示した場合は、500円（所定の額の2分の1）の利用料をお願いすることになります。

なお、食事や物産品購入のみのご利用で入浴しない場合の入館料は、無料となります。

これらの変更により、平日にご利用いただくとお得になる料金設定となっておりますので、是非ともご利用ください。

7 加茂七谷温泉美人の湯だよりの配布について

7月1日に区長さんを通じて各世帯に加茂七谷温泉美人の湯だよりをお配りいたしました。

このおたよりは、ご利用サービスカレンダーとなっており、日替わりで色々なサービスが案内されております。例えば、スタンプ2倍デーや、食事料金が割引になるなど、様々なサービスをご用意しておりますので、是非ご覧いただき、ご利用していただければと思います。

8 ペットボトルの分別回収について

6月1日から開始しましたペットボトル分別回収の1か月の収集量のご報告をいたします。

6月の市内4箇所の総収集量は1.02トンになります。500mlのペットボトルにすると約34000本相当になります。

市民の皆さまから集められたペットボトルは、外装フィルムとキャップがきれいに分別されており、ご協力に感謝いたします。

回収されたペットボトルは、市内業者に搬入し、圧縮処理をして、県外の再商品化施設へ搬出した後、リサイクル商品化されます。質の高いきれいな状態で集めることにより、またペットボトルに生まれ変わることが出来ます。これから暑い時期に入り、ペットボトルの使用が更に増加すると予想されます。今後も、ごみの減量化とリサイクル推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

9 職員の不妊治療休暇の新設について

これは職員の仕事と家庭の両立をサポートするという観点から、不妊治療に専念することができるように新たな休暇を制定したもので、7月1日から運用を始めています。県内では新潟県と上越市に次ぐ導入となります。

導入の背景といたしましては、一般的に不妊治療を受ける方が非常に多くなっているという事実があります。厚生労働省の調査では、不妊の検査あるいは治療を受けたことがあるご夫婦は5.5組に1組というデータもあります。

内容といたしましては、職員または配偶者が不妊治療を受ける場合に1年に12日間取得できる有給休暇で、1日または1時間単位で取得することができます。これは上越市と同様の条件となっています。

また、正規職員のほか非常勤職員の会計年度任用職員も対象とし、該当する全ての職員が取得できるようにしました。

今回の不妊治療休暇の新設により、不妊治療への理解を広げていきたいと考えています。